

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

社会保険庁の記録によると、昭和36年4月から41年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納とされている。45年の夏ごろから、私の家で内縁の夫と夫婦同然の生活を始め、55年3月ごろにA市役所から通知があり、「今、未納分を全部納付すれば、将来の年金額が満額になります。」とのことだったので、内縁の夫の分と合わせて、120万円位をまとめて納付したはずであり、内縁の夫の納付記録はあるのに、私の記録が未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所に保管してある特殊台帳により、昭和41年4月から48年3月までの保険料を50年12月に第2回特例納付していることが確認できる上に、申立期間を除き、すべて納付済みであるので、申立期間当時、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人と一緒に納付したとする申立人の内縁の夫の国民年金手帳記号番号が昭和55年3月ごろに払い出されており、その時点では保険料が時効で納付できない期間が納付済みとされていることから、申立人の内縁の夫は第3回特例納付したと考えられるが、社会保険事務所にその夫の特殊台帳が存在しない。

さらに、申立人及びその内縁の夫が第3回特例納付及び過年度納付により、未納分を納付した場合の保険料総額は、申立金額120万円とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで
昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料は、市役所の窓口にて夫婦一緒に納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月に払い出されており、これを前提にすると本来時効により納付できないはずの44年1月から同年12月までの保険料が納付済みと記録されていることから、当該期間については特例納付したものと推認できるものの、社会保険事務所の特殊台帳にその記録が無い上、厚生年金保険と国民年金の保険料が重複している期間で還付した記録が存在しないことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号の払い出しが夫婦連番であること、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、かつ、夫婦共に特例納付で過去の未納分の保険料も納付していることが推認できることから、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、特例納付で納付したと推認できる期間が存在しているにもかかわらず、先に納付すべき申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年1月から同年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和35年に任意加入し、36年4月から第3号被保険者となる61年3月までの保険料はすべて納付したと記憶しているので、A市に在住していた55年1月から3月までの3か月間が未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に任意加入し、昭和36年4月から第3号被保険者となる61年3月までの国民年金加入期間の国民年金保険料を申立期間の3か月を除きすべて納付している。

また、申立人が所持している国民年金手帳により、昭和36年4月から48年3月まで昭和41年度を除きすべて納付期限内に納付していることが確認できる上、申立期間に近接する52年度及び53年度は前納制度を利用しているなど国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の主張するとおり、昭和55年当時、A市に専任徴収員が存在し、国民年金保険料の訪問徴収を行っていたことが確認できることから申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年9月まで
② 昭和47年10月から同年12月まで

私は、20歳の時、父に頼んで国民年金に加入した。申立期間①当時、厚生年金保険がある会社に転職したが、私は、年金は二つを合わせて受給できると思い、国民年金保険料はそのまま納付した。申立期間②については、国民年金保険料を重複して納付した。その後還付されることを知ったが、還付済みと言われた。私は、昭和44年に結婚のためA市へ転居したが、現在まで一度も還付に関して連絡が無く、還付金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の還付についての通知を受けたことはなく、還付金の受領もしていないと申し立てているところ、申立期間②については、社会保険事務所の特殊台帳には還付済みと記録されているが、当該台帳を保管する社会保険事務所では、通常、還付決議日を併せて記載しているところ、当該台帳にはこの日付が記載されていない。

また、社会保険事務所の還付整理簿では申立人の氏名を確認することはできない上、A市の被保険者名簿にも還付された記録を確認することはできない。

さらに、上記の特殊台帳には還付手続を行った日付が不完全な記載のままである上、還付手続を行った場合の重複納付の消し込みが行われていないことから、行政側の事務処理に不手際が認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間①については、社会保険事務所の還付整理簿及び特殊台帳に、還付決定日が記載されており、更に、還付整理簿には還付処理されたことを示す還付決定日及び還付支払日が明確に記載されているため、事務処理は正当に実施されているものと考えられ、申立人に対する保険料

の還付を疑わせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの期間、56年10月から同年12月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで
③ 昭和57年10月から58年3月まで

私は昭和52年に国民年金の加入手続をし、最初のころは金融機関で納付し、60年7月からは口座振替で納付してきた。申立期間当時、現金支給であった夫の給料を受け取ると翌日には国民年金保険料を支払っており、督促状がきたことは一度もなく、申立期間保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き60歳に至る平成14年10月まで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は合計12か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人の夫は安定した収入があり、申立人は夫の給料を現金で受け取ると3か月ごとに一回、国民年金保険料を納付したとの申立ては自然であり信ぴょう性は高い。

さらに、申立人は保険料の督促状を受け取ったことは一度もないと述べており、平成7年11月に社会保険事務所へ年金相談に行った際、保険料は間違いなく全額納付されていると告げられたと述べている上、昭和60年7月からは口座振替で国民年金保険料を納付していたことから納付意欲は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、専門学校卒業後、17歳から22歳まで事業所に住み込みで働き、20歳になった昭和36年4月に国民年金に加入した。勤務先の事業所にA区役所の職員が集金に来ていたので国民年金保険料を納付していた。保険料を納付していたのに申立期間の36年4月から37年3月まで未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和37年4月から60歳に到達する前月の平成13年2月までの362か月分（厚生年金保険加入期間の60か月分及び全額免除の45か月分を除く。）の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。

また、納付年月日が記録されている昭和60年4月から平成13年2月までの納付日を見ると、おおむね納付期限内に納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続が適切に行われているなど納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、勤務先の事業所（住み込み）にA区役所の職員が国民年金保険料の集金に来たと主張しているところ、同区役所においては職員自らが集金に携わっていたことが確認でき、当時の保険料額及び納付時期等の状況も具体的であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月及び同年3月

私の国民年金保険料については、昭和39年に結婚するまでは実父が、結婚し養子となった後は、養父が納付してくれていた。申立期間当時、農家の家計や金銭の出入りは世帯主である養父がしており、保険料は私と妻の分を一緒に納付していたと思う。妻の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の40年2月及び同年3月の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年に結婚してから47年ごろに申立人が家計を管理するようになるまでは、その養父が申立人の妻の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の妻は20歳になった37年8月から60歳になる前月の平成14年7月まで保険料をすべて納付済みであることから、養父の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人とその妻の保険料を一緒に納めてくれていたとする申立人の養父が申立人の妻の保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の申立期間の保険料2か月分を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月から同年12月まで

申立期間当時は母と生活しており、国民年金保険料は母がきちんと納付してくれていたため、申立期間が未納となっているのは納付できない。

なお、昭和55年4月から同年6月まで納付した保険料が、共済組合に加入している期間と重複するとの理由で還付になっているが、元教師でしっかり者の母は、私が勤めていることを承知しており、勤めを辞めた同年8月から同年10月分として納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の母は、昭和45年4月に国民年金の被保険者資格を取得後、49年8月までの4年強の期間継続して国民年金保険料を納付（45年10月、47年12月及び49年8月の計3か月分は厚生年金保険と重複するとして60年11月26日に還付）していることから、納付意識が高かったと認められる。

また、申立人については、国民年金に任意加入した昭和51年12月から共済組合加入期間と重複する3か月間を含め55年6月までの約4年間、その母が継続して国民年金保険料を納付している上、同時期にその母が会社勤めを辞めるなど生活状況の変化はみられるものの、申立人が所持する年金手帳の記録により、55年8月にA市からB市への住所変更手続きを行っていることが確認でき、申立期間に係る納付書がB市から発行されたことが推認できることから、申立期間が5か月間と短期間であることを考え併せると、申立期間の保険料を申立人の母が継続して納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月31日から同年4月25日まで

私は、A社に昭和24年4月1日に入社し、61年5月31日に退職するまで、休職期間を除き継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和26年1月31日に同社本社から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和26年4月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日及び50年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を48年9月は6万8,000円、50年3月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和50年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和48年8月にA社B店において同社C店勤務の辞令を受け、同年9月はC店仮事務所で給与を受け取った。49年4月から再び同社B店に勤務した後、50年2月に同社D店勤務を命じられ、同年3月はD店仮事務所で給与を受け取った。社会保険庁の記録では、転勤に伴い1か月ずつ被保険者期間が欠落していることに納得がいかず、保険料が控除されている当時の給与明細書の写しを添付するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管するE厚生年金基金の記録により、申立人が申立期間及びその前後を通じて、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、申立期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、申立人は、「昭和48年8月にA社B店から同社C店の開店準備のため同店への異動を命じられ、同年9月の給与はC店仮事務所で受け取った。」、「50年2月に同社B店から同社D店の開店準備のため同店への異動を命じられ、同年3月の給与はD店仮事務所で受け取った。」と供述しているが、社会保険庁の記録により、同社C店が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは48年10月1日であり、同社D店は50年4月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、それぞれの新規適用日までは同社B店

において引き続き有すべきものである（厚生年金保険の適用上は、昭和 48 年 10 月 1 日に同社B店から同社C店、50 年 4 月 1 日に同社B店から同社D店に異動）。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和 48 年 8 月及び 50 年 2 月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については 6 万 8,000 円、申立期間②については 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、昭和 55 年 3 月 1 日に社名変更してF社となった後、60 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主等の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から13年3月11日まで

平成11年4月から13年2月まで、私は約40万円の月給をもらい、保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が9万2,000円又は9万8,000円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

私の夫はA社の代表取締役社長であったが、私は標準報酬月額の引き下げについては何も聞いていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する41万円と記録されていたが、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成13年3月11日）の後の平成13年3月13日付けで、11年4月1日から12年10月1日まで9万2,000円、12年10月1日から13年3月11日まで9万8,000円に、標準報酬月額が遡及して引き下げられている。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役の妻であったが、経理等を担当しておらず、標準報酬が遡及して引き下げられていたことを承知していないと主張しているところ、法人登記簿からは、申立人が取締役でないことが確認できる上、代表取締役であったその夫も、社会保険事務所職員の勧めで、滞納保険料対策として、標準報酬を遡及して引き下げる届出をしたが、申立人を含む従業員には、このことを説明していないと供述している。

さらに、当該事業所を所管していたB社会保険事務局C事務所は、関連資料が無く、当時の担当者が誰であったかも不明と回答しており、代表取締役

の妻であった申立人が、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して引き下げる手続きに関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成11年4月から13年2月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年1月までの期間、46年2月、52年5月、54年5月及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年1月まで
② 昭和46年2月
③ 昭和52年5月
④ 昭和54年5月
⑤ 昭和62年1月

私が国民年金に加入したのは、厚生年金保険から国民年金に切り替わったとき、子供達が病気になった場合、国民健康保険に頼らなければならず、当時、国民年金と国民健康保険は抱き合わせの制度であり、申立期間の国民年金保険料を納付していないのは納得がいかないもので、記録の訂正をしていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤は、当初、申立人が所持している国民年金手帳の資格欄の記録により、国民年金に未加入で国民年金保険料を納付できない期間であったが、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険と国民年金との資格記録を照合し、平成9年5月8日に申立期間の資格記録を追加及び訂正した結果、未納となったものであり、その時点において申立期間①から⑤は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無く、他に保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 4 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 7 月に A 市から B 市に転居し、生活の落ち着いた 55 年夏ごろ、引っ越し費用の残りで滞納をしていた申立期間①の国民年金保険料を B 市役所で一括納付した。また、59 年 10 月か同年 11 月ごろ、パートで勤め始めたのを機に、滞納をしていた申立期間②の国民年金保険料を B 市役所で一括納付した。保険料をまとめて納付した際の領収書が 2 枚あったのを明確に記憶しており、申立期間①が未加入、申立期間②が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 55 年夏ごろ、B 市役所で国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立期間①は未加入期間であり国民年金保険料を納付することのできない期間である上、57 年 3 月に申立期間とは異なる期間の国民年金保険料が過年度納付されたことが申立人の被保険者台帳で確認でき、その金額は、申立人の主張する金額におおむね近いことから、申立人は当該過年度納付日と申立期間①の保険料納付日を錯誤した可能性がうかがえる。

また、申立期間②について、申立人は、昭和 59 年 10 月か同年 11 月ごろ、国民年金保険料 3 万円くらいを B 市役所で一括納付したと主張しているが、申立期間②の保険料額と申立人が一括納付したとする保険料額とのかい離が大きい。

さらに、昭和 58 年 10 月に申立期間②とは異なる期間の国民年金保険料が過年度納付されたことが申立人の被保険台帳から確認でき、その金額は、

申立人の主張する金額にほぼ一致することから、申立人は当該過年度納付日と申立期間②の保険料納付日を錯誤した可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1380

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から49年3月まで

私は、当時の国民年金の受給開始年齢である55歳までに25年の納付済期間を確保できるように昭和44年1月ころ、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、43年6月から44年3月までの保険料を納付した。44年6月にC市に転居してからも妻が引き続き夫婦二人分の保険料を納付した。納付するために加入手続を行ったので未納にするはずが無く、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ころA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、43年6月から44年3月までの保険料を納付し、44年6月にC市に転居してからも妻が引き続き夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄を見るとC市に転居した日付は46年5月22日となっており、44年6月から46年5月までの2年間はC市から納付書が発行されることはなく保険料を納付することはできなかったと考えられ、申立内容に相違がみられる。

また、夫婦の国民年金保険料を同時に納付していたと申立人が主張するその妻も申立期間は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和44年2月となっているが、申立人の納付記録は申立人が60歳までに年金受給に最低限必要な25年間の納付済期間を満たすことが可能な昭和49年度から納付が始まっており、49年度の保険料は50年に過年度納付されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに保険料が納付さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から46年3月まで

私は、A県B町（現在は、C市）に住んでいた時に、役場職員が自宅まで来て、「まだ、間に合うから」と説明され、同町役場で1万数千円を納付した記憶がある。免除期間以外に未納期間は無いはずなのに申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月にA県B町及び49年6月にD県E市において別々の国民年金手帳記号番号を取得しているが、申立ては、E市で取得した手帳記号番号で提出され、その社会保険庁の特殊台帳をみると、第2回目の特例納付期間である49年11月に、46年4月から47年6月までの国民年金保険料を特例納付により、そして、47年7月から49年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが記録されており、申立人の長女を通じての申立人の回答からは申立人の記憶が明確ではないためE市での具体的な国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人はB町に居住していた時に、同町役場職員に国民年金保険料の納付の指導を受け、申立期間の保険料を納付した記憶があると述べているが、同町役場で保管していた申立人の被保険者名簿によると、昭和38年2月10日に厚生年金保険の被保険者となったことにより、国民年金の資格を喪失しており、申立人の夫が同町で国民年金の被保険者となった40年4月1日においても強制加入者として再取得の届出を行った形跡は無く、B町では保険料を納付することができなかつたことがうかがえる。

さらに、B町で取得した手帳記号番号の納付済期間及び厚生年金保険の

被保険者期間は平成21年1月に記録統合されるまで、申立人は申立ての手帳記号番号に継続されていたものと解釈していたとしているが、E市で手帳記号番号を取得した昭和49年6月時点において、申立人が受給資格期間を満たすために最低限必要な納付月数は18か月であり、特例納付と過年度納付を合わせると必要な加入月数300か月を確保できることから、申立人は申立ての手帳記号番号に係る特殊台帳に記録されている期間において特例納付及び過年度納付を行ったものと推認される。

加えて、第2回目の特例納付期間において、申立期間を含む昭和39年8月から49年6月までを特例納付するのに必要な金額は、申立人が納付したと記憶している1万数千円とは大きく異なる上、申立人とその夫の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関しては、お互いに関与していないとの申立人の回答があったが、その後、申立人と離婚した夫は平成9年3月に他界しており当時の納付状況について証言を得ることはできず、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から50年3月まで

私は、昭和43年12月末に厚生年金保険の資格を喪失し、すぐに国民年金に切り替えたが、44年1月から50年3月までが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に社会保険事務所からA市に払い出された番号のうちの一つであり、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和44年1月ごろ、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、オレンジ色の国民年金手帳を受領したと主張しているが、同出張所では国民年金の新規加入手続及び国民年金手帳の発行に関する業務は行っておらず、オレンジ色の国民年金手帳は49年から発行されたものであることから申立人の主張と異なる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年12月時点で、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、申立人は、申立期間当初から保険料を納付書により納付したと主張しているが、A市では47年4月から納付書による納付を開始しており、それ以前は印紙検認方式であったことが確認できる。

加えて、申立人の夫も申立期間のうち昭和44年1月から49年3月までは未納となっており、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から39年12月まで

私が20歳になったときに、父が代わりに国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。申立期間当時、私は実家で農業の手伝いをしており、国民年金の保険料は自治会で交代に集金していて、父が私の保険料も一緒に納付していたと聞いている。父は既に亡くなっているが、私の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったときに、その父が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号より11番前の者が昭和42年4月に任意加入していること、及び申立人の所持する国民年金手帳の発行日が42年4月7日であることから、申立人は、42年4月ごろに国民年金への加入手続を行ったと推認でき、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない上、これ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同じく実家に住んでいた申立人の姉（昭和16年生）についても、手帳記号番号の払出日から40年4月ごろに国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、申立人の父が申立人の姉が20歳になったときに国民年金の加入手続を行っていないことを踏まえると、申立人が「20歳になったときに、父が加入手続をしてくれたと聞いている。」と主張していることの実証を得ることはできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする父は既に他界しており、加入及び納付の実態は不明である上、申立期間に係

る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1384

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 55 年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 55 年 6 月まで

私は、新聞で国民年金保険料を特例納付できること、A（社会福祉法人）が特例納付保険料の貸付を行っていることを知り、過去の未納分を特例納付することを決めた。Aから融資を受ける際に、社会保険事務所から来ていた人から付加年金制度の説明を受け、付加保険料を合わせた保険料を特例納付することとし、保険料を計算してもらい、未納保険料と付加保険料を一括で特例納付した。私の年金記録に付加保険料の記録がないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳により、申立人は、昭和 55 年 6 月に申立期間のうち 43 年 4 月から 51 年 3 月までの期間について、第 3 回目の特例納付制度を利用して特例納付しており、申立期間のうち 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については 53 年 7 月に、52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間については 54 年 7 月にそれぞれ過年度納付していることが確認できるが、これらの特例納付及び過年度納付期間については制度上、付加保険料を納付することはできない。

また、B市では、付加年金加入の申出があった場合は、国民年金手帳の記録欄に「付加申出」の印を押していることを確認済みであり、申立人の所持する国民年金手帳には付加年金加入の申出を表す押印等はない上、申立期間のうち昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの期間については、特殊台帳により、定額保険料のみを納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月に特例納付するに当たり、「過去の未納期間の保険料を付加保険料込みで納付するのに必要な金額を計算してもらい、その全額をB市Aから融資を受けて納付したので、当該貸付の記録

をみれば付加保険料を納付したことは明らかである。」と主張しているが、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳により、申立人が特例納付した期間は、43年4月から51年3月までの96か月であることが確認でき、当時のC資金の特例納付に係る貸付限度額が「国民年金特例納付に要する額の2分の1」であったことを確認済みであり、申立人がB市AからC資金の貸付を受けた19万2,000円は、特例納付に必要な金額38万4,000円(4,000円×96月)のちょうど2分の1となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から55年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から55年6月まで

私は、新聞で国民年金保険料を特例納付できること、A（社会福祉法人）が特例納付保険料の貸付を行っていることを知り、過去の未納分を特例納付することを決めた。Aから融資を受ける際に、社会保険事務所から来ていた人から付加年金制度の説明を受け、付加保険料を合わせた保険料を納付することとし、保険料を計算してもらい、未納保険料と付加保険料を一括で特例納付した。私の年金記録に付加保険料の記録がないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳により、申立人は、昭和55年6月に申立期間のうち42年9月から51年3月までの期間について、第3回目の特例納付制度を利用して特例納付しており、申立期間のうち51年4月から52年3月までの期間については53年7月に、52年4月から53年3月までの期間については54年7月にそれぞれ過年度納付していることが確認できるが、これらの特例納付及び過年度納付期間については、制度上、付加保険料を納付することはできない。

また、B市では、付加年金加入の申出があった場合は、国民年金手帳の記録欄に「付加申出」の印を押していることを確認済みであり、申立人の所持する国民年金手帳には付加年金加入の申出を表す押印等はない上、申立期間のうち昭和53年4月から55年6月までの期間については、特殊台帳により、定額保険料のみを納付していたことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和55年6月に特例納付するに当たり、「過去の未納期間の保険料を付加保険料込みで納付するのに必要な金額を計算してもらい、その全額をB市Aから融資を受けて納付した」ので、当該貸付の記録

をみれば付加保険料を納付したことは明らかである。」と主張しているが、社会保険庁が保管する申立人の特殊台帳により、申立人が特例納付した期間は、42年8月から51年3月までの104か月であることが確認でき、当時のC資金の特例納付に係る貸付限度額が「国民年金特例納付に要する額の2分の1」であったことを確認済みであり、申立人がB市AからC資金の貸付を受けた20万8,000円は、特例納付に必要な金額41万6,000円(4,000円×104月)のちょうど2分の1となっている。

加えて、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1386

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年4月まで

申立期間については、昭和44年9月から63年10月まで継続して銀行から口座振替で保険料を納付していたのに、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月から63年10月まで継続して口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人が60歳になる前日の58年*月*日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年5月13日に任意加入により被保険者資格を再取得したことが確認できる。

また、申立人は、「自分の年金のことはすべて夫が行ってくれていた。」と述べているところ、その夫は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立人が60歳になった以降の任意加入及び納付の実態が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、社会保険庁の電算記録により、申立人は、昭和61年2月に厚生年金保険の受給手続を行い、同年4月に裁定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険加入期間は20か月で受給額が少額であるため、65歳からの老齢基礎年金の増額を目的に、同年5月に任意加入手続を行ったものと推測される。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年9月まで

私は、初めて就職した昭和39年3月から60歳に至るまで、公的年金の保険料を欠けることなく納付しており、申立期間においても、転居をする都度、市役所又は町役場で住民登録をすると同時に国民年金の住所変更の手続きを行い、市役所、町役場又は金融機関で保険料を納付していた。A市在住時に国民年金に任意加入し、集金により納付した記憶もあるので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月にB県A市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、C県D市、E県F町(現在は、G町)、H県I市(現在は、J市)に転居した際、それぞれ国民年金の任意加入手続きを行ったと主張しているが、K社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、I市在住時の47年10月16日に払い出されたことが確認できる。

また、申立人が申立期間に居住した市町を管轄する社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の名前は無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、これまで国民年金手帳の交付を受けたことがないと主張しているが、全国的に昭和46年9月ごろまで印紙検認方式による保険料の納付が行われていたことを確認済みであり、当該方式では保険料の納付に国民年金手帳が必要であることから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 10 日まで
② 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間②に係る事業所を退職してから 3 年近くも経過して、申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は受け取った記憶が無いので、記録の訂正に応じていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の昭和 44 年 3 月の結婚後の氏名及びその当時の住所が記されているところ、申立人は、当該住所につき、46 年当時のものに間違いないと述べていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 31 日まで
私の平成 8 年 12 月から 10 年 9 月の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に下げられているが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年 11 月 27 日付けで申立人の同事業所における標準報酬月額の記録が 8 年 12 月から 10 年 9 月までの期間について 30 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する滞納処分票の「事蹟の記録」によると、A社の社長（申立人のこと）は平成 10 年 7 月 29 日から同年 9 月 11 日の間に延べ 3 回（同年 7 月 29 日、同年 8 月 11 日及び同年 9 月 11 日）にわたり社会保険事務所の担当者と面談していることが確認でき、同年 9 月 11 日に滞納保険料を一部現金で納めた後も差押等残金があったことが認められ、当該差押等残金が申立人の標準報酬月額の訂正による保険料の減額とほぼ一致している。

さらに、申立人は社会保険事務所による質問応答書（平成 20 年 12 月 9 日）において「滞納保険料を解消するために、^{そきゅう}遡及して報酬訂正のための届出をした。」と回答し、当該届出に会社の印を押印したことも供述しており、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで
私の平成 4 年 8 月から 6 年 10 月の標準報酬月額が 8 万円に、同年 11 月から 7 年 3 月の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に下げられているが、A 社における当時の給与は 50 万円であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 7 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、同月 12 日付けで申立人の同事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 4 年 8 月から 6 年 10 月までの期間については 50 万円から 8 万円に、同年 11 月から 7 年 3 月までの期間については 50 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納は無かったと主張しているが、社会保険事務所では当該事業所に係る滞納処分票を既に廃棄していることから、申立期間当時の保険料の滞納の有無を確認することはできないものの、仮に保険料の滞納が無かったとした場合、標準報酬月額の訂正により納付済み保険料の還付があるはずであるが、社会保険庁の電算記録に還付に係る記録は無く、申立人も保険料の還付は無かったと供述していることから、申立人の主張には不自然さが認められる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に標準報酬月額の訂正の届出をしたことは無いと主張しているが、B 社会保険事務所の質問応答書（平成 20 年 12 月 5 日）において、当該事業所における社会保険関係の手続を行っていたことを認めている上、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届出書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正の届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から31年1月8日まで

私は、前の会社を退職した後、アナウンサー試験を経て、昭和29年9月1日にA社の社長秘書として採用された。社会保険庁の記録では、被保険者資格の取得日が31年1月9日になっているが、入社当初から厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間を未加入とする社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の写真（A社社長と申立人が出張先で一緒に写っている）の写しから、申立人が申立期間において、同社の社長秘書であったことは推認できるが、申立期間当時の元同僚のうち連絡の取れた4人は、いずれも申立人のことを覚えていないと証言している上、申立人から名前の挙がった元同僚6人は、既に他界又は連絡先不明で証言が得られないことから、申立人の勤務の実態が不明である。

また、社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した者8人の中に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、事業主は、「当時の書類は廃棄されており、当時の社長や総務担当者はすでに他界しているため、厚生年金保険の届出や保険料納付の事実についてはすべて不明である。」と供述しており、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年5月1日から40年1月1日まで
昭和35年5月から39年の12月末まで、A社（現在は、B社）のC営業所に勤めていた。この期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する「A社」という名称の厚生年金保険の適用事業所は、申立人が主張する地域には存在せず、D県E郡F町（現在は、G市）に所在することが確認できるが、同事業所の被保険者名簿には、申立人の氏名が記載されておらず、欠番も無い。

また、申立人が同僚として名前を挙げた4人の中に、A社の被保険者として確認できる者（当時の事業主の二男及び三男）がいることから、申立人が同事業所に関連する事業所に勤務していたことは認められるものの、同事業所は、「C（地名）の店は、当時の事業主の二男が自営業として経営していたもので、当社とは法的な関係が無く、資料等も無い。」と回答している。

さらに、A社の当時の事業主の二男及び三男が亡くなっているため、当時の事情は不明であり、給与明細等厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の名前等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から27年12月31日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間についてA社は適用事業所として確認できないとのことであるが、私がB専門学校（現在は、C大学D部）を卒業してから初めて勤めた事業所であり、勤務していた当時は健康保険料と一括して保険料を引かれていたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和29年9月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、国立国会図書館が保管する昭和27年6月23日発行の「E（新聞名）」の同日付け社告に掲載されている当該事業所の全社員39人の中に申立人の名前は無い上、申立期間当時の従業員のうち連絡の取れた者は申立人のことを覚えていないと証言しており、申立人は、当時の事業主や同僚についての記憶が無く、ほかに証言を得ることができない。

さらに、当該事業所は、昭和46年11月30日に適用事業所でなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、申立期間当時の雇用の実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証（（発行年の一桁目は判読不能）0年2月10日発行）に「再交付」の押印があるこ

とから、これ以前に発行された被保険者証があるはずで、それがA社で被保険者であったことの証拠であると主張しているが、当該被保険者証には、初めて資格を取得した年月日が昭和 28 年 5 月 8 日と記載され、申立人が当該事業所の次に勤務したF社で被保険者資格を取得した日と一致しており、A社で被保険者証を交付されていたことを推認できるものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年から32年まで

私は、昭和25年から32年までの間、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間の過半においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、申立人と同様に独身で同じような業務に従事し住み込みであったとして名前の挙げた同僚8人全員に被保険者記録が無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、上記名簿から、申立人が通勤していた同僚として名前を挙げた7人については、昭和23年11月から30年10月までの期間において7人全員が被保険者期間を有することが確認できることから、当該事業所では、申立期間当時、独身の住み込み者と通勤者の厚生年金保険の取り扱いが異なっていたものと考えられる。

さらに、当該事業所は、昭和33年5月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、所在が不明のため、厚生年金保険の届出等に関する供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 4 月まで

私は、昭和 48 年 4 月に A 社に、給与、賞与とも、その前の会社よりも良い条件で入社した。入社時の給与は 10 万円以上で、退社時は 15 万から 16 万円だった。厚生年金保険の標準報酬月額の回答を B 社会保険事務所から受けたが、納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が、毎年、算定基礎届を届け出て 10 月 1 日に標準報酬月額が定時決定されていること、及び昭和 49 年から 51 年までに月額変更届を 3 回届け出て標準報酬月額が変更されていることが確認でき、申立人と一緒に勤務した同僚の標準報酬月額は、申立人と同様に推移していることが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の記憶している 3 人の同僚の昭和 48 年 4 月の標準報酬月額は、4 万 5,000 円から 5 万 2,000 円である上、同年中に入社した 7 人の女性社員の入社時の標準報酬月額は、4 万 5,000 円から 6 万 8,000 円であることが確認できる。

さらに、申立人の記憶している同僚の一人は、当該事業所に係る自分自身の厚生年金保険の標準報酬月額については、問題は無いと述べている。

加えて、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該事業所は平成 12 年 10 月に適用事業所でなくなっており、事業主等から申立人に係る標準報酬月額のことについて聴取できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年4月まで

私は、昭和40年から41年4月までA社に在籍し、B社C工場で製品の出荷業務をしていた。その間、健康保険証を使用して医療機関を受診したこともあり、また、雇用保険に加入していたので厚生年金保険にも加入していたと思うので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、当時の状況について、具体的に供述していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は「昭和40年から41年ころは、会社設立まもなく、正社員は10人以下であり、申立人が勤務していたとすれば、臨時雇用で、日給、日払であったと思われます。」と回答している上、申立人の厚生年金保険の適用等に関する資料や証言は得られなかった。

また、申立人は、「給与は、日給制で2週間ごとの週末支給であった。」と述べているが、事業主は、正社員の給与は月1回支給であったと回答している。

さらに、申立人が当該事業所の同僚として挙げた3人については、特定することができないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人が被保険者であったとする記録は確認できないほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証により医療機関で受診していたと主張しているが、政府管掌健康保険の被保険者であっ

たことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 11 年 2 月 14 日まで
私は、平成 2 年 6 月 1 日から 11 年 2 月 14 日まで A 社に勤務し、その間、厚生年金保険料を控除されていたのに未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。同社における勤務実態と保険料の控除に係る関連資料として、同社発行の在職証明書と平成 10 年分給与所得の源泉徴収票を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社発行の在職証明書と平成 10 年分給与所得の源泉徴収票を、同社における勤務実態と保険料の控除に係る関連資料として提出している。

しかしながら、申立人は、上記の在職証明書及び源泉徴収票については、事実と異なる文書であることを認識している。

また、申立人は、A 社に勤務したことが無く、当該事業所の代表者とは面識が無い旨自認し、したがって、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを示す給与明細書等は無旨供述している。

さらに、申立期間には、A 社とは別の事業所で、厚生年金保険に加入している期間（平成 2 年 7 月 11 日から 4 年 9 月 21 日）及び国民年金に加入し、申請免除となっている期間（5 年 4 月から 8 年 3 月）が含まれている上、雇用保険の加入記録からも、7 年 5 月 12 日から同年 6 月 20 日まで、A 社以外の事業所に勤務していたことを確認でき、申立人自身も、これらが事実であると認識している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から31年1月1日まで
私は、昭和24年9月1日から31年1月1日まで、A区Bに在ったC社に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、29年9月1日から31年1月1日までの期間が未加入になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び同僚二人の供述により、申立人が申立期間においてC社に勤務したことは推認できるが、同事業所は、昭和31年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、その事業主も、平成14年8月に死去しているため、申立内容についての事実関係を聴取することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格喪失した昭和29年9月1日以降に資格取得した者の中に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 60 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 6 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は 60 年 5 月からとなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用契約書及び A 社の回答から、申立人が、申立期間において、同事業所に雇用されていたことは認められるものの、雇用契約書に記載された「準社員」について、同事業所は、期間を限定しての雇用形態である（正社員ではない）こと及び厚生年金保険への加入については不明であることを回答している。

また、申立人が提出した昭和 59 年 7 月及び 60 年 5 月の給与明細書（当該事業所は厚生年金保険料を翌月控除と回答）から、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、「60. 4」と手書きされた給与明細書には、厚生年金保険料の控除が記載されているものの、他の給与明細書の「年・月」が機械で印字されていることから、「60. 4」と手書きされた給与明細書を 60 年 4 月の給与明細書とは認め難い。

さらに、雇用保険の資格取得日も厚生年金保険と一致していること、申立人の年金手帳に「初めて（厚生年金保険の）被保険者となった日」が昭和 60 年 5 月 1 日と明記されていること、及び申立人の国民年金保険料収納記録には、申立期間の保険料が納付済みと記録されていることなどからも、申立人の主張は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 3 月に A 社に入社してから、平成 18 年 7 月に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和 27 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、28 年 6 月 1 日に再取得していることになっている。申立期間も同社に勤務しており、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に正社員として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する当該事業所の被保険者名簿により、申立人は、昭和 27 年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失し、28 年 6 月 1 日に再取得していることが確認できる上、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は無い。

また、申立人と同じく昭和 27 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同日の同年 5 月 1 日に被保険者資格を喪失した者がほかに 3 名いることが確認でき、そのうち連絡の取れた 1 名は当該事業所に 1 年以上勤務していたと証言していることから、理由は不明だが、当該事業所が申立人を含む 4 名について同年 5 月 1 日付けで資格喪失を届け出る手続きを行った状況がうかがえる。

さらに、事業主は申立期間当時の関係資料を既に廃棄しており、当時の関係者もいないと回答していることから、申立期間当時の社会保険の届出の実態及び保険料控除の実態は不明である上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかが

わせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 5 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は昭和 38 年 12 月 2 日にA社に入社し、同社からB社に派遣され、一時A社に戻り、再度B社に派遣されて 41 年 11 月 29 日に退職するまで継続して勤務していた。年金記録をみると、40 年 9 月 5 日から 41 年 4 月 1 日までが抜けているが、この間に退職した記憶は無く、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の加入記録から、申立期間前後にA社に勤務していたことは明らかである。しかしながら、申立人は、申立期間当時の勤務に係る記憶があいまいである上、証言を得ることができたA社において総務事務等を担当していた複数の元同僚は申立人を承知しておらず、申立期間及びその前後に、申立人と同じく当該事業所からB社に派遣されていた元同僚も、申立人についての明確な記憶が無いと説明していることから、申立人の申立期間における勤務の実態が不明である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和40年9月5日にA社における厚生年金保険被保険者資格を一度喪失し、41年4月1日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、当該事業所は、昭和59年2月12日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、申立期間当時の雇用の実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から、A 社（現在は、B 社）の C（船舶名）に乗船していたが、記録では同年 11 月 1 日から船員保険に加入していたことになっているので、それ以前について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和 35 年 11 月 1 日と明記されている上、同年 2 月 10 日に資格取得された整理記号番号 94 から申立人の整理記号番号 190 までの間に、欠番も無い。

また、事業主が保管していた調査船の乗組員名簿（記載された者の被保険者期間から、昭和 35 年 5 月 11 日から同年 8 月 25 日までのものと推認できる。）に記載された総員 10 人の中には、申立人が一緒に乗船していたとして名前を挙げた船長の D 氏及び E 氏の名前があるが、申立人の名前は認められない。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等が無く、申立人の勤務実態、船員保険の適用及び保険料の控除について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月1日から29年6月1日までの期間、同年11月29日から30年1月1日までの期間及び同年1月10日から35年5月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和35年5月1日から43年7月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年6月1日まで
② 昭和29年11月29日から30年1月1日まで
③ 昭和30年1月10日から35年5月1日まで
④ 昭和35年5月1日から43年7月1日まで

私は、A社に昭和28年11月1日から29年12月31日まで勤務していたのに、ねんきん特別便では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が29年6月1日に、資格喪失日が同年11月29日になっていた。また、B社に30年1月10日から勤務していたのに、資格取得日が35年5月1日になっていた。さらに、C社(45年にD社に名称変更)を退職したときに、脱退手当金を受け取った覚えが無いのに、B社の期間を含めて脱退手当金を受領した記録になっていた。

これらの記録に納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和29年3月の高校卒業前の28年11月1日にA社に入社したと主張しており、入社の際の経緯や仕事の内容について具体的に記憶している。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿において、申立人と同じく昭和29年3月に入社した高校卒の女子が申立人の前後に15人おり、全員が同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、A社は、申立期間当時、一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

また、申立期間②については、複数の元同僚は、申立人のことを覚えておらず、申立期間②において勤務していたことの証言を得ることができず、勤務実態が不明である。

さらに、A社は、平成13年11月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も不明なため、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③については、B社は、社会保険庁の電算記録により、昭和35年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③当時は適用事業所ではない。

また、申立人の申立期間③当時の元同僚は連絡先不明で申立人の勤務の実態について証言を得ることができない上、B社は、平成14年2月1日に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料は既に廃棄済みであることから、申立期間③において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間④については、社会保険事務所の保管するC社の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金支給報告書には申立期間④に係る脱退手当金の支給額、裁定年月日、支給年月日が記載されているところ、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和43年11月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 25 日から同年 10 月 21 日まで
私は、昭和 37 年 12 月末に A 社を辞めてすぐに、技術者を募集していた B 社に勤務したが、38 年 1 月 25 日からの厚生年金保険の加入記録が無いということに納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 7 月時点の勤務状況を具体的に述べていることから、期間は特定できないものの、B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年 10 月 21 日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している当該事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 38 年 10 月 21 日に資格を取得したことが確認でき、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所の事業主は、「入社してから 6 か月ぐらいの見習期間があり、その間は社会保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、元同僚二人は、中学校卒業後の昭和 38 年 4 月から当該事業所で働き始めたと供述しているが、いずれも同年 6 月 1 日が資格取得日となっていることから、当該事業所では、申立期間当時、一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

さらに、事業主は申立期間当時の関係資料は既に廃棄したとしていることから、申立人の雇用実態及び保険料控除の実態が不明である上、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 787

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月ごろから35年5月ごろまで
社会保険事務所に年金記録を照会したところ、「A社」における15か月の加入記録があるとの回答だった。

しかし、事業所の名称は、正しくは「B社」であり、私は、そこで約8年間勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元同僚が、「申立人と『名』が同じ『C』という者が、自分が勤務していた昭和34年から36年ころ、仕事をしていた。」と証言していることから、申立人が同期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるが、それ以前のいつから勤務していたかについての証言までは得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録により、B社は、昭和35年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認でき、別の元同僚が、「35年に、当該事業所が厚生年金保険及び健康保険に加入することになり、私も厚生年金保険及び健康保険に加入させてもらえることになり、おかげで出産の手当をもらった。」と証言していることとも合致する。

さらに、事業主（申立人の実兄）の当該事業所における厚生年金保険加入期間は、適用事業所となった昭和35年6月1日から適用事業所でなくなった40年2月1日までであり、申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。